

安全データシート

液体苛性ソーダ

作成日 1993/5/21

改訂日 2022/4/1

1 化学品および会社情報

化学品の名称：	液体苛性ソーダ
供給者の会社名称：	タイキ薬品工業株式会社
住所：	福岡市東区東浜一丁目 9 番 4 号
電話番号：	0 9 2 - 6 4 1 - 5 7 3 6
メールアドレス：	info@taiki-y.co.jp
推奨用途：	人絹・スフ・セロハン・合成繊維等の製造、染料中間物・香料・医薬品等の製造、油脂の製造、石鹼等の製造、各種ソーダ塩類の製造、水の軟化剤、アルカリ蓄電池の電解液、化粧品原料等

使用上の制限：

2 危険有害性の要約

化学品のGHS分類	分類できない、区分に該当しないは省略。区分該否判定は項目 1 1 及び 1 2 参照
人の健康に対する有害性：	皮膚腐食性／刺激性 区分1
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分1
	特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分1（呼吸器）
環境に対する有害性：	水生環境有害性（急性） 区分3

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語：

危険

【健康有害性】

H314 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷

H370 呼吸器の障害

【環境に対する有害性】

H402 水生生物に有害

注意書き：

【安全対策】

P260 ミストを吸入しないこと。

- P264 取扱後は手をよく洗うこと。
 P270 この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
 P273 環境への放出を避けること。
 P280 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

【応急措置】

- P310 眼に入った場合：ただちに医師に連絡すること。
 P301+P330+P331 飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 P303+P361+P353 皮膚（または髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を水【またはシャワー】で洗うこと。
 P305+P351+P338 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

【保管】

- P405 施錠して、保管すること。

【廃棄】

- P501 内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3 組成および成分情報

化学物質・混合物の区別：

混合物（水溶液）

化学名又は一般名	成分濃度範囲	化学式	官報整理番号	CAS No.
水酸化ナトリウム	1～48質量分率%	NaOH	(1)-410	1310-73-2
水	52～99質量分率%	H ₂ O	対象外	7732-18-5

慣用名又は別名：

苛性ソーダ

4 応急措置

吸入した場合：

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 直ちに医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合：

汚染された衣類、靴などを速やかに脱ぎ捨てる。必要であれば切断する。製品に触れた部分を水又は微温湯を流しながら洗浄する。石鹼を使ってよく落とす。外観に変化がみられたり、痛みが続く場合は直ちに医療措置を受ける手配をする。医師の指示なく、油類その他の薬を薬傷部に塗ってはならない。

眼に入った場合：

直ちに清浄な水で15分以上洗眼する。その際は瞼を開き水が全面にゆきわたるように行う。眼球を傷つける可能性があるため、目をこすったり固く閉じさせてはならない。速やかに医師の手当てを受ける。コンタクトレンズを使用の場合、固着していない限り取り除いて洗浄する。

飲み込んだ場合：

直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。

急性症状及び遅発性症状の

最も重要な兆候症状：

吸入した場合：腐食性。灼熱感、咽頭痛、咳、息苦しさ、息切れ。症状は遅れて現わることがある。皮膚に触れた場合：腐食性。発赤、痛み、水疱、重度の皮膚熱傷。

眼に入った場合：腐食性。発赤、痛み、かすみ眼、重度の熱傷。

医師に対する特別注意事項：

情報なし。

5 火災時の措置**適切な消火剤：**

粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素、砂、散水。

この製品自体は、燃焼しない。

使ってはならない消火剤：

情報なし。

火災時の特有の危険有害性：

不燃性であるが、加熱されると腐食性及び毒性のヒュームを発生する恐れがある。更なる水分や水に接触すると、可燃性物質の発火に十分な熱を発生する。火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。

特有の消火方法：

消火作業は、風上から行う。危険でなければ火災区域から容器を移動する。

動不可能の場合は、容器及び周辺に散水して冷却し、容器の破壊を防ぐ。

消防を行う者の特別な保護具

消火活動では、耐熱手袋、ゴーグル型保護眼鏡、空気呼吸器、化学用保護具を着用する。

及び予防措置：**6 漏出時の措置****人体に対する注意事項、**

直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。関係者以外の立入りを禁止する。

保護具及び緊急時措置：

風上に留まる。密閉された場所に立入る前に換気する。

作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止措置及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。低地から離れる。

環境に対する注意事項：

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。環境中に放出してはならない。

封じ込め及び浄化方法と**機材：**

少量の場合には、乾燥砂、土、おがくず、ウエス等により、出来るだけ密閉できる空容器に回収する。本製品は強アルカリなので、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。必要があればさらに希塩酸、希硫酸などで中和する。処理後の土砂等については、都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

二次災害の防止策：

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。水で希釈した後、希釈した酸で中和する。

7 取扱い及び保管上の注意**取扱い****技術的対策：**

『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。

安全取扱注意事項：

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。取扱い後はよく手を洗いうがいをする。火気注意。飲み込まないこと。ミストを吸入しないこと。眼に入れないこと。

接触回避：

『10. 安定性及び反応性』を参照。

保管**安全な保管条件：**

耐腐食性、耐腐食性内張りのあるもの、又は適切な材料の容器で保管すること。

施錠して保管すること。

安全な容器包装材料：

ポリエチレン

8 ばく露防止および保護措置**許容濃度：**

日本産衛学会

2021年版

勧告値

2mg/m³

ACGIH

2021年版 短時間暴露限界(STEL) 2ppm

設備対策：**保護具****呼吸器の保護具：**

適切な保護具を着用すること。

手の保護具：

適切な保護手袋を着用すること。

二トリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。ネオプレンが推奨される。

眼及び/又は顔面の保護具：

適切な安全眼鏡を着用すること。撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起こりうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。

皮膚及び身体の保護具：

一切の接触を防止するにはネオプレン製の、手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用すること。しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服及びブーツが必要である。

衛生対策：

この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。

取扱い後はよく手を洗うこと。

9 物理的および化学的性質**物理状態：**

液体

色：

常温で無色または灰色

臭い：

無臭

融点/凝固点：

約-4°C (5%液体) ~10°C (48%液体) ※結晶開始温度

沸点、初留点及び沸騰範囲：

約102°C (5%液体) ~138°C (48%液体)

可燃性：

不燃性

爆発下限界及び爆発上限界

不燃性

/可燃限界：**引火点：**

不燃性

自然発火点：

不燃性

分解温度：

データなし

pH：

13以上

動粘性率：

データなし

溶解度：

水と混和する。

n-オクタノール**/水分配係数 (log値) :**

データなし

蒸気圧：

3.24mmHg (20°C、濃度45%)

密度及び/又は相対密度1.27g/cm³ (20°C、濃度25%)**相対ガス密度：****10 安定性および反応性****反応性****化学的安定性：**

常温・常圧下における保管及び取扱においては安定である。

空気中の二酸化炭素を吸収し炭酸ナトリウムが生じることがある。

危険有害反応性可能性：

アルカリ性なので、酸と反応し発熱する。

アルミニウム、錫、亜鉛、クロム等の金属を侵し水素を発生し、これが空気と混合して引火爆発することがある。

避けるべき条件：

水、湿った空気、混触危険物との接触。

混触危険物質：

水、酸、亜鉛、アルミニウム及びこれらの合金、クロム。

危険有害な分解生成物：

強熱により酸化カリウムと水素を発生する。

11 有害性情報

急性毒性（経口）：

げっ歯類のデータ不足のため分類できないとした。

急性毒性（経皮）：

データ不足のため分類できない。

急性毒性（吸入：蒸気）：

データ不足のため分類できない。

急性毒性（吸入：ミスト）：

データ不足のため分類できない。

皮膚腐食性/皮膚刺激性：

ウサギ皮膚に5%水溶液を4時間適用した場合に重度の壊死を起こしたとの報告(ACGIH (7th, 2001))に基づき区分1とした。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性：

pHは12 (0.05% w/w) (Merck (14th, 2006)) であることから区分1とした。

呼吸器感作性：

データ不足のため分類できない。

皮膚感作性：

皮膚感作性物質とは考えられないという結論 (SIDS (2009)) に基づき区分に該当しないとした。

生殖細胞変異原性：

In vivo試験の結果 (SIDS (2009)) より陰性と判断し、区分に該当しないとした。

発がん性：

データ不足のため分類できない。

生殖毒性：

データ不足のため分類できない。

特定標的臓器（単回ばく露）：

ミストの急性吸入暴露により粘膜刺激に続き、咳・呼吸困難などが引き起こされ、さらにはばく露が強いと肺水腫やショックに陥る可能性がある (PATTY (5th, 2001)) という記述により区分1（呼吸器）とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露)：

データ不足のため分類できない。

誤えん有害性：

動粘性率が不明のため、分類できないに該当。

12 環境影響情報

生態毒性：

水性環境有害性 短期（急性）：

甲殻類（オオミジンコ）での48時間EC50 =40mg/L (SIDS, 2004) 他であることから、区分3とした。

水性環境有害性 長期（慢性）：

水溶液が強塩基となることが毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和されるため、区分に該当しないとした。

残留性・分解性：

データなし。

生態蓄積性：

データなし。

土壤中の移動性：

データなし。

オゾン層への有害性：

当該物質はモントリオール議定書の附属書に列記されていないため区分に該当しないとした。

13 廃棄上の注意

残余廃棄物：

適切な保護具を着用する。毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準に従って処理する。廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性の

レベルを低い状態にする。廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

汚染容器及び包装 :

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う

航空規制情報

I C A O / I A T A の規定に従う。

国連番号 :

UN1824

品名（国連輸送品名）：

水酸化ナトリウム（水溶液）

国連分類：

Class8

容器等級：

Packing Group II

MARPOL73/78附属書II及び

IBCコードによるばら積み輸送される

液体物質：

該当

国内規制

陸上規制情報：

毒劇法・道路法の規定に従う。

海上規制情報：

船舶安全法・港則法の規定に従う。

航空規制情報：

航空法の規定に従う

特別の安全対策：

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
重量物を上積みしない。移送時にイエローカードの保持が必要。
他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。他の危険物のそばに積載しない。

緊急時応急措置指針番号：

154

15 適用法令

法律名

法規区分名

適用条件

労働安全衛生法

腐食性液体（労働安全衛生規則第326条）【か性ソーダ溶液】

名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）【319 水酸化ナトリウム】

名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）【319 水酸化ナトリウム】

毒物及び劇物取締法

劇物（指定令第2条）【68 水酸化ナトリウムを含有する製剤】

5%以下除く

水質汚濁防止法

指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）【6 水酸化ナトリウム】

水道法

有害物質（法第4条第2項）、水質基準（平15省令101号）
【36 ナトリウム及びその化合物】

海洋汚染防止法

有害液体物質（Y類物質）（施行令別表第1）【258 水酸化ナトリウム溶液】

航空法

腐食性物質（施行規則第194条危険物告示別表第1）【【国連番号】】

1824 水酸化ナトリウム（水溶液）】

船舶安全法

腐食性物質（危規則第3条危険物告示別表第1）【【国連番号】1824

水酸化ナトリウム（水溶液）】

港則法

その他の危険物・腐食性物質（法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）【2又 水酸化ナトリウム（水溶液）】容器等級IIIを除く

道路法

車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）【3 カ性ソーダ】5%以下を除く

外国為替及び外国貿易法

輸出貿易管理令別表第1の16の項【H S 2 8 1 5 水酸化ナトリウム（かせいソーダ）、水酸化カリウム（かせいカリ）及びナトリウム又はカリウムの過酸化物】

労働基準法

疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）【水酸化ナトリウム】

16 その他の情報

参考文献

日本ケミカルデータベース(株) 化学物質法規制検索システム

緊急時応急処置指針 容器イエローカード（ラベル方式）への適用

国立環境研究所 化学物質データベース (<http://w-chemdb.nies.go.jp/>)

厚労省 職場のあんぜんサイト

(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)国際化学物質安全性カード（I C S C） (<http://www.nihs.go.jp/ICSC/>)

NITE 化学物質総合検索システム G H S 分類結果データベース

(<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>)

NITE-Gmiccs GHS混合物分類判定ラベル作成システム

中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター (<http://www.jaish.gr.jp/>)

日本ソーダ工業会 安全な、か性ソーダの取扱い

記載内容は、現時点での入手できた資料、情報、データ等に基づいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性等のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。

また、注意事項は通常の取扱いを対象としたものなので、特殊な取扱いの場合には、その用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

本文書は日本産業規格 JIS Z7253:2019に基づいた文書です。